

平成二十二年二月八日提出
質問第八六号

難民認定申請者の収容に関する質問主意書

提出者 山内康一

難民認定申請者の収容に関する質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一七三第六七号）を踏まえ、以下質問する。

一 二〇〇九年一月～十月に新たに東京入国管理局に収容された者について、難民認定申請に対する一次審査の結果が通知された直後に収容された者の数及び難民不認定処分に対する異議申立中に収容された者の数を月別に明らかにされたい。

二 二〇〇九年十月現在で東京入国管理局に収容されている難民不認定処分に対する異議申立中の者七十七人について、それぞれの収容の理由を明らかにされたい。

三 国連難民高等弁務官事務所執行委員会は、難民認定申請者に対する身柄の拘束は回避されるべきであるという意見を表明しているが、我が国においては、難民認定手続と退去強制手続が並行して行われていることから、難民認定申請者が収容されるという事態が頻繁に発生している。国連難民高等弁務官事務所執行委員会の意見に反する我が国の制度については、見直す必要があると考えるが、鳩山内閣総理大臣の見解如何。

右質問する。